安全管理規程ひな形(フェーズ２)の改正について

近畿運輸局海上安全環境部運航労務監理官

1. 目次

1.安全管理規程の改正方針と概要
2.今般の改正のポイント
3.法令化された安全管理規程の重要事項
4.新たな法施行内容反映の例
5.運航管理者と船長・船員の兼任禁止について
6.安全管理規程（フェーズ２）作成時の注意点
7.安全管理規程改正に伴い必要となる手続
8.安全管理規程に基づき作成及び保存が必要な書類
9.ホームページ等による安全情報の公表及び運輸局への提出
10.よくある質問
11.その他参考情報

1．安全管理規程ひな形（フェーズ２）の改正方針と概要

改正方針

● R8.4.1に施行された改正海上運送法において、安全統括管理者と運航管理者の選任要件が変更されるとともに、その権限及び責務が明示された。
● よって、今般施行された改正法の内容を「反映」するとともに、義務づけ内容を更に「明確化」することにより、安全管理規程ひな形の充実を図り、以て「旅客船の総合的な安心・安全対策」を着実かつ実効的に実施する。

改正概要

令和４年12月22日付「旅客船の総合的な安心・安全対策」に掲げられた「事業者の安全管理体制の強化」に従って、以下の通り、安全管理規程の実効性を確保するための改正を行う。

「旅客船の総合的な安心・安全対策」（令和４年12月12日付・知床遊覧船事故対策検討委員会）※抜粋

（１）事業者の安全管理体制の強化　【安全管理規程の実効性確保】

⑧ 安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実

・安全管理規程（ひな形）の記載内容のうち、重要な規定について法令に位置づけるとともに、安全管理規程（ひな形）の内容の充実を図る。

⑨ 運航管理者の助言の尊重義務の法令化

・事業者は、運航管理者に必要な権限を与え、その助言を尊重しなければならないことを、法令で規定する。

⑩ 運航管理体制の強化

・運航管理の責任体制を明確化する。

2. 今般の改正のポイント　～「旅客船の総合的な安心・安全対策」に従って～

● 章立ての変更

○ 「旅客船の総合的な安心・安全対策」の提言に基づき、安全管理規程の重要規定については、すでに法令化したところ。

○ 他方、現行ひな形（フェーズ１）の章立ては法令の構成と異なるため、法令化した事項との対照関係が分かりづらい。

○ そこで今般、法令の構成に沿う形に章立てを改める。

● 規程による義務づけ内容の明確化

○ 安全管理規程の実効性を確保するためには、事業者は勿論のこと、第３者が見ても義務づけ内容が容易に理解できるよう、個々の規定内容について、可能な限り具体化する必要がある。

○ この点、現行のひな形（フェーズ１）は義務づけ内容がやや抽象的なため、改善の余地があった。

○ よって今般、義務づけ内容の更なる明確化を行う。

● 新たな法施行内容の反映

○令和8年4月１日施行の改正海上運送法により、安全統括管理者及び運航管理者に関する「選任要件」ならびに「権限及び責務」が明示された。

○ 「運航可否判断」についても、これまでは船長と運航管理者双方が実施していたところ、運航管理者の職務内容として法律上明記された。

○ 他方で、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明記した。

3. 法令化された安全管理規程の重要事項①

安全管理規程に定めるべき内容 （海上運送法）

（安全管理規程）
第十条の三　一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全を確保するため、安全管理規程を定め、その事業の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
２　安全管理規程は、次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
　一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
　二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
　三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
　四　次条第一項に規定する安全統括管理者の選任に関する事項
　五　第十条の六第一項に規定する運航管理者の選任に関する事項
３　国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
４　一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を遵守しなければならない。

（安全統括管理者）
第十条の四　一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。
　一　当該事業の用に供する船舶が総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（以下「小型船舶」という。）以外の船舶及び小型船舶である場合　第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者
　二　当該事業の用に供する船舶が小型船舶以外の船舶のみである場合　第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者
　三　当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合　第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者
２～４（略）

（運航管理者）
第十条の六　一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。
　一　運航を管理させる船舶が小型船舶以外の船舶である場合　第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者
　二　運航を管理させる船舶が小型船舶である場合　第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者
２～５（略）

3. 法令化された安全管理規程の重要事項②

安全管理規程に定めるべき内容② （施行規則7条の4）

■ 輸送の安全を確保するための次に掲げる事項

（1）事業の運営の方針
- ・基本的な方針
- ・輸送の安全確保のための定めの遵守
- ・取組み

（2）事業の実施及びその管理の体制
- ・組織体制
- ・勤務態勢
- ・経営責任者の責務
- ・安統管・運管の権限及び責務

（3）事業の実施及びその管理の方法
- ・事故等の情報を伝達及び共有する方法
- ・運航の管理に関する事項
 - ① 運航計画、配船計画、配乗計画の作成等
 - ② 運航管理に必要な情報の収集及び伝達の方法
 - ③ 船舶の運航を中止する場合の対応
 - ④ 運航基準図の作成及び備付け
 - ⑤ 危険物の取扱い
 - ⑥ 旅客の乗下船及び貨物の積み下ろし並びに離着岸時の作業方法
 - ⑦ 従業者の酒気帯び及び疾病等を確認する方法
 - ⑧ 輸送施設の点検整備を確実に実施する方法
 - ⑨ 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応
 - ⑩ 旅客等が遵守すべき事項の周知
- ・事故・災害等防止対策の検討及び実施
- ・事故・災害等発生時の対応
- ・事業の実施及び管理状況の確認
- ・教育訓練の実施方法
- ・文書の整備及び管理
- ・事業の実施及び管理の改善

（4）安全統括管理者及び運航管理者の選任・解任

4. 安全管理規程(フェーズ2) 新たな法施行内容反映の例①

本規程

今般法改正に伴い、責任の所在を明確化するため、使用船舶1隻ごとに、担当する運航管理者1名を明記する。また、営業所について、非常時に運輸局から連絡できるよう電話番号等連絡先を明記する。

（適用範囲）

第２条 船舶運航事業には、海上運送法に基づく事業計画に定める次の船舶を使用することとし、本規程を適用する。

船名	○○			
船舶番号	100-00000			
総トン数	19GT	GT	GT	GT
航行区域	限定沿海区域			
旅客定員	20人	人	人	人
乗組員の最小定員	2人	人	人	人
船員の配乗権	○○株式会社			
運航管理者	○○　△△			

２　船舶運航事業に使用する次の営業所に本規程を適用する。

営業所名	□□港発着所			
電話番号	00-0000-0000			
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	0000@11.or.jp			
所在地(市町村)	大阪市港区			
担当する区域	○○航路			

4. 安全管理規程(フェーズ2) 新たな法施行内容反映の例②

本規程

今般施行する改正法において、「運航計画の策定」や「運航可否判断」は、運航管理者の職務とされる。他方、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明示した。

（運航管理者の権限及び責務）

第１２条　運航管理者の権限及び責務は、次のとおりとする。

(1)　船舶の運航に関する計画（運航計画、配船計画及び配乗計画をいう。）を策定すること。

(2)　前号の計画に基づき、担当船舶の船長に対し、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶運航事業における船舶の利用（又は使用）に関する必要な指示をすること。

(3)　第１号の計画に基づく船舶運航の安全を確保するため、必要な人員を配置し、関係法令及び本規程に基づき作業を行わせるよう、指揮及び指導をすること。

(4) 定点連絡その他の方法により、運航中の担当船舶の動静を把握すること。

(5) 担当船舶に危険を及ぼさないよう、気象・海象・水象その他の事情を勘案し、又は運航基準の運航中止条件に従い、担当船舶に係る第１項の計画変更又は船舶運航の中止（第２号の船舶の利用（又は使用）に関する取消しを含む）を決定し、それを船長に指示すること。

(6) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施し、輸送の安全に支障が生ずるおそれがある船舶その他の輸送施設を使用しないこと。

(7) 従業者に対し、健康状態（酒気帯びの有無を含む。）その他の理由により安全に業務が遂行することができないおそれの有無を確認すること。

(8) 事故の発生に関する情報の伝達及び共有並びに人命、積荷及び船舶の救助等に関する措置を行うこと。

(9) 輸送の安全に関する業務の実施状況について、正確に記録し、備置し、保存すること。

(10) その他、第４章、第５章及び第６章に定める業務に関すること。

（船長の権限）

第１４条　船長は、第１２条の規定に関わらず、自らが指揮する船舶の運航の中止、避航その他航海の安全を確保するために必要な措置を即時に実施する権限を有する。

4. 安全管理規程(フェーズ2) 新たな法施行内容反映の例③

運航基準

今般施行する改正法において、「運航計画の策定」や「運航可否判断」は、運航管理者の職務とされる。
他方で、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明示した。

（発航中止条件等）

第２条　発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
○港			
○港			
○○海域上			

２　運航管理者は、担当船舶の発航予定時刻の○時間前時点及び発航予定時刻直前の○分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手する。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
○港			
○港			
○○海域上			

３　運航管理者は、第１項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、担当船舶の船長に対し、旅客の下船その他の適切な措置をとることを指示する。

４　運航管理者は、第２項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が地域旅客船安全協議会に加盟している場合、同協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止する。

５　船長は、第３項の運航管理者からの発航の中止に関する指示命令の有無に関わらず、自らが指揮する船舶の発航の中止を決定することができる。

4. 安全管理規程（フェーズ２） 新たな法施行内容反映の例④

フェーズ2では、具体的な教育内容が明記されています。

本規程

令和９年４月１日より、小型船舶（総トン数２０トン未満）のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者は、ドライブレコーダーを用いた教育訓練が義務付けられます。

（教育・訓練計画）

第３５条安全統括管理者は、次の各号に掲げる教育・訓練について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。

(1) 関係法令及び本規程を従業者に遵守させるために必要な教育・訓練
　本規程に基づく業務に従事する前まで及び年１回以上
(2) 事故・災害等の発生の原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練
　事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで
(3) (2)以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育
　遵守できなかった事実から１月以内
(4) 避難港を利用する航路に就航する小型船舶の船長に対する教育・訓練
　当該船長が当該小型船舶に乗船する前まで
(5) 船員法第14条の３第２項に基づく操練法令に適合する時期
(6) 船員法第118条の２又は第118条の３の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練
　当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後５年を超えない期間（船員法第118条の２）
　当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後２年を超えない期間（船員法第118条の３）
(7) 小型船舶の船長等に対する船員法第118条の４又は第118条の５第１項の規定による特定教育・訓練
　当該船長等が小型船舶に乗船する前まで
(8) 事故が発生した場合を想定した事故処理組織による全社的な実践訓練
　年１回以上
(9) 船舶における映像記録装置の記録を活用した教育・訓練
　年１回以上

当該事業者は、令和8年度中にドライブレコーダーを設置するほか、安全管理規程において、ドライブレコーダーを用いた教育訓練の実施方法に関する事項を定め、規程の変更届出を行う必要があります。

※映像記録装置とは、告示で定める基準を満たした装置のこと。いわゆるドライブレコーダー。
※記録とは、日没から日出を除く、船舶が航行する間の装置を起動させて記録したもののこと。
※義務化が適用される航路とそれ以外をまとめて一つの安全管理規程で届け出ている場合、実施時期に続けて以下を追記する。
（〇〇不第〇号〇〇～〇〇航路に限る）

5. 運航管理者と船長･船員の兼任禁止について

●運航管理者と船長・船員の兼任禁止

（運航管理者等の勤務体制）

第９条 運航管理者は、担当の船舶が旅客の輸送に従事している間は、第12条に規定する責務を果たすため、船員として船舶に乗り組んではならない。ただし、他の運航管理者にその職務を引き継いだ場合は、その限りではない。

⇒陸上に運航管理者がいない状態となる場合は原則として船舶の運航は停止しなければならない。よって、運航管理者が一名しかいない場合、原則として運航管理者と（船長だけでなく）船員の兼任は出来ない。

※ただし、同時に運航している船舶が１隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が13人未満である事業者（限定小規模事業者）は、下記全ての条件を満たすことで運航管理者を船長・船員兼務運航管理者として船舶に乗り込ませることができる。

・船舶に乗り組ませる運航管理者に、兼務講習（２年ごとの更新制）をあらかじめ受講させること
・陸上従業者（自社の従業者以外の者でも差し支えない。）に兼務講習をあらかじめ受講させ、当該陸上従業者を事務所又は事業場などの運航管理者と常時連絡が可能な場所に配置すること
・所轄地方運輸局長に対し、あらかじめ当該従業者の報告及び講習修了証明書の提出を行うこと

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(ひな形について)

本規程、運航基準、作業基準、事故処理基準

各規程及び基準の表紙に記載の項目を追記修正していただく必要があります。

一般航路事業者用

安　全　管　理　規　程　（ひな形）

令和　年　月　日
○○○○株式会社

目　　次

第１章　総則
第２章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
　第１節　基本的な方針に関する事項
　第２節　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
第３章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
　第１節　組織体制に関する事項
　第２節　勤務体制に関する事項
　第３節　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
　第４節　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
　第５節　運航管理者等の権限及び責務に関する事項
第４章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
　第１節　輸送の安全に関する重要事項
　第２節　船舶の運航管理に関する事項
　第３節　作業に関する事項
　第４節　点検・整備に関する事項
第５章　事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応
第６章　教育及び訓練
第７章　内部監査等（事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項）
第８章　雑則

一般航路事業者用

運　航　基　準　（ひな形）

令和　年　月　日
○○○○株式会社

目　　次

第１章　総則
第２章　運航中止条件
第３章　運航の管理

本規程、運航基準、作業基準、事故処理基準のすべての表紙において、「(ひな形)」を削除し、「規程の実施年月日」、「事業者名」を記載するようにしてください。
また、実施年月日については、安全管理規程変更届出書の表紙に記載する実施年月日と一致するようにお願いします。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(運航管理員について)

本規程

従来の区分でいう、「副運航管理者」「運航管理補助者」「運航管理者代行」「副運航管理者代行」と区分されていた者のうち、運航管理者として選任される者以外の者（自社の従業者以外の者であっても差し支えない。）は全て運航管理員になります。

（用語の定義）
この規程における用語の定義は、法令に定める意味のほか、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(車両の積載について)

本規程、運航基準、作業基準、事故処理基準

車両を積載しない船舶については、車両に関係する規定等を削除する必要があります。削除漏れが多いので、作成時は注意が必要です。近畿局管内では貨物フェリー以外のほぼ全事業者で削除が必要になります。

〔(9)陸上作業員〕
自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「又は車両」を削除すること。
〔(10)船内作業員〕
自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「又は車両」を削除すること。
〔(25)陸上施設〕
自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「、可動橋」「、駐車場」「及び車両」を削除すること。
〔(26)車両〕
自動車航送を伴わない旅客船の場合は、この項目は削除すること。

※その他、**「自動車航送を伴わない旅客船の場合は、本条を規定する必要はない。」**等の記載ありのため、注意して作成が必要。

(用語の定義)
この規程における用語の定義は、

番号	用語	
(△)	△△△	
(9)	陸上従業員	の離着岸時の綱取り等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導、船舶の離着岸時の綱取り等の作 業に従事する者
(〇)	〇〇〇	・・・〇〇〇・・・。
(25)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係 留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(26)	車両	道路運送車両法第 2 条第 1 項に規定する「道路運送車両」

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(船長兼務運航管理者について)

※旅客定員12名以下の小型船舶事業者用のみ記載可

本規程、運航基準、作業基準、事故処理基準

「安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用について」（令和7年4月1日付け国海安第1号）第7（１）限定小規模事業者特例に該当する者は、以下を追加する。 また、本文中の「運航管理者」又は「船長」は、すべて「船長兼務運航管理者」に置き換える。

（用語の定義）

この規程における用語の定義は、法令に定める意味のほか、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(25)	陸上施設	・・・△△△・・・。
(26)	船長兼務運航管理者	船長を兼務する運航管理者
(27)	陸上従業者	運航管理者を船員として船舶に乗り組ませようとする者が配置しなければならない、当該運航管理者と常時連絡をとることができる従業者（船舶に乗り組んでいない者に限る。自社の従業者以外の者でも差し支えない）
(28)	兼務講習	法令に定められた要件に適合し、かつ、運航管理者を船員として船舶に乗り組ませるために法令で義務づけされた講習
(29)	限定小規模事業者	同時に運航している船舶が1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が13名未満である内航貨客定期航路事業を営む者又は内航一般不定期航路事業者を営む者

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(河川湖を運航する事業者について)

本規程、運航基準、事故処理基準

河川湖沼事業者は、書き換えが必要な項目に注意して作成が必要です。安全管理規程の本規程、運航基準、事故処理基準において変更が必要な箇所がいくつかあるので、チェックマニュアルを参照しながら作成を行う必要があります。

安全管理規程第２２条

※変更が必要な箇所の例

（運航に必要な情報の収集及び伝達） 第２２条　運航管理者は、担当船舶に係る次に掲げる事項を当該船舶の船長に連絡しなければならない。 (1)　航行する海域・水域（運航基準で定める地点を含む）の気象・海象・水象に関する情報 (2)　担当船舶の航海に影響を及ぼすおそれがある特殊な事象が発生した場合は、その状況 (3)　使用できない陸上施設が発生した場合は、その状況及び対応措置 (4)　水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報 (5)　発航前に、旅客数及び車両数並びに危険物の搭載予定がある場合は、その内容 (6)　その他、航行の安全の確保のために必要な事項	□	第22条関係 〔全般〕 1．ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。 2．連絡方法は電話や無線等でなくとも、ICTを活用した共有アプリ等でも構わない。ただし、事故発生時等緊急の場合、連絡が遅れることがないように留意が必要。 3．「海域・水域」、「気象・海象・水象」は、航路の実情に合わせて、適宜修正すること。 4．自動車航送を伴わない旅客船の場合にあっては、(5)の「車両数並びに」を削除すること。 5．河川湖沼船の場合、（1）は「○○川の状況」又は「○○湖の状況」等とし、（4）は削除する。

運航基準第６条

第３章　　運航の管理 （運航基準図等） 第６条　運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。 (1)　起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離 (2)　航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等） (3)　標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻） (4)　船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間 (5)　通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域 (6)　船長が運航管理者と連絡をとるべき地点 (7)　航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置 (8)　航行する海域において避難港を設定しているときは、その位置 (9)　その他航行の安全を確保するために必要な事項	□	第６条関係 1．通船の場合は次のように規定することができる。 『運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。 (1)　標準航行経路（発着場と泊地間の標準経路） (2)　地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき個所 (3)　その他航行の安全を確保するために必要な事項』 2．河川湖沼船（川下り船を除く。）及び観光船の場合は次のように規定することができる。 「運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。 (1)　基準経路（発着場の位置、針路、変針点等） (2)　地形、水深、潮（水）流等から、航行上、特に留意すべき個所 (3)　その他航行の安全を確保するため必要な事項 3．川下り船の場合は次のように規定することができる。 「運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。 (1)　起点及び終点の位置並びに相互間の距離

6. 安全管理規程(フェーズ2）作成時の注意点(船員法非適用事業者について①)

本規程、運航基準

船員法非適用事業者は、書き換えが必要な項目に注意して作成が必要です。安全管理規程の本規程、運航基準において変更が必要な箇所があるので、チェックマニュアルを参照しながら作成を行う必要があります。

安全管理規程第３５条

（教育・訓練計画）
第３５条　安全統括管理者は、次の各号に掲げる教育・訓練について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。
(1)　関係法令及び本規程を従業者に遵守させるために必要な教育・訓練
本規程に基づく業務に従事する前まで及び年１回以上
(2)　事故・災害等の発生の原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練
事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで
(3)　(2)以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育
遵守できなかった事実から１月以内
(4)　避難港を利用する航路に就航する小型船舶の船長に対する教育・訓練
当該船長が当該小型船舶に乗船する前まで
(5)　船員法第14条の３第２項に基づく操練　法令に適合する時期
(6)　船員法第118条の２又は第118条の３の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後５年を超えない期間（船員法第118条の2）
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後２年を超えない期間（船員法第118条の3）
(7)　小型船舶の船長等に対する船員法第118条の４又は第118条の５第１項の規定による特定教育・訓練
当該船長等が小型船舶に乗船する前まで
(8)　事故が発生した場合を想定した事故処理組織による全社的な実践訓練
年1回以上

※変更が必要な箇所の例

□

第35条関係
［第1項(4)］
避難港を設置していない場合は、本号を削除する。

［第1項(5)(6)］
船員法の適用を受けない船舶にあっては、本号を削除することができる。

［第1項(7)］
当該教育訓練は、船員法の適用を受けない船舶にあっても適用されることから、必ず規定すること。

〔映像記録装置を活用した教育訓練の義務化対象事業者の場合〕
１．小型船舶（総トン数２０トン未満）のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第二号旅客不定期航路事業）の場合には、次のように（９）を追記する。
(9)　船舶における映像記録装置の記録を活用した教育・訓練
年１回以上

上記１．の用語の説明

安全管理規程第３７条

（教育・訓練の記録等）
第３７条　安全統括管理者及び運航管理者は、教育・訓練の実施日時、実施場所、責任者、修了者、その実施内容が記録された教育・訓練記録簿を作成し、かつ、勤務場所において、３年間保存しなければならない。なお、第３５条第６号については、保存期間を５年とする。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(船員法非適用事業者について②)

本規程、運航基準

船員法非適用事業者は、書き換えが必要な項目に注意して作成が必要です。安全管理規程の本規程、運航基準において変更が必要な箇所があるので、チェックマニュアルを参照しながら作成を行う必要があります。

運航基準第１５条（１２名以下は第１４条、貨物フェリー、一般は第１６条）

（発航前検査）

第１５条　発航前検査の内容は、次に掲げる事項とする

(1)　船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備その他の設備が整備されていること。

(2)　積載物の積付けが船舶の安定性を損なう状況にないこと。

(3)　喫水の状況から判断して船舶の安全性が保たれていること。

(4)　燃料、食料、清水、医薬品、船用品その他の航海に必要な物品が積み込まれていること。

(5)　水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。

(6)　気象・海象・水象情報、水路通報その他の航海に必要な情報が収集されており、それらの情報から判断して航海に支障がないこと。

(7)　航海に必要な員数の乗組員が乗り組んでおり、かつ、それらの乗組員の健康状態が良好であること。

(8)　その他航海を支障なく成就するため必要な準備が整っていること。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該事項については、検査を行わないことができる。

(1)　当該発航の前12時間以内に前項第１号に掲げる事項のうち操舵設備に係る事項について発航前の検査をしたとき

(2)　当該発航の前24時間以内に前項第１号（操舵設備に係る事項を除く。）、第４号及び第５号に掲げる事項について発航前の検査をしたとき

3　船長は、第１項の検査を行ったときは、次に掲げる事項を発航前検査記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。

(1)　検査日時、検査内容及び検査結果

(2)　部署別に検査を行った者

(3)　異常を発見したときの措置

(4)　その他必要な事項

4　運航管理者は、前項の発航前検査記録簿を１年間保存すること。

※変更が必要な箇所の例

第１５条関係

〔全般〕

1．船員法非適用事業者は以下のとおり制定することができる。

（発航前点検）

第15条　船長は、発航前に船舶及び乗組員の健康状態が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

2　発航前点検を実施したときは、その結果を記録し、１年間保存すること。

2．船員法非適用船舶の場合は、同適用船舶に準じて点検個所、点検要領を定めた点検簿を作成し、同点検簿に従って発航前点検を行うよう規定する。

3．「発航前検査」は「発航前点検」又は「始業点検」としても差し支えない。

4．船員法非適用船舶の発航前点検の項目は、以下に掲載している「発航前検査記録簿」を参考とすること。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000050.html

〔第4項〕

1．保存方法は、原紙の保管に限らず、写しの保管や電磁的媒体が常時閲覧できる状態（パソコン等の端末にて閲覧できる状態）でも差し支えない。

6. 安全管理規程(フェーズ2）作成時の注意点(船員法非適用事業者について③)

本規程、運航基準

船員法非適用事業者は、書き換えが必要な項目に注意して作成が必要です。安全管理規程の本規程、運航基準において変更が必要な箇所があるので、チェックマニュアルを参照しながら作成を行う必要があります。

運航基準第２１条（１２名以下は第２０条、貨物フェリー、一般は第２２条）

※変更が必要な箇所の例

（船内巡視）
第２１条　船長は、旅客室その他必要と認める場所を乗組員に巡視させ、次に掲げる事項を確認すること。
(1)　法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況
(2)　その他異常の有無
2　船長は、前項の巡視を行ったときは、次に掲げる事項を巡視記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。
(1)　巡視日時、巡視内容及び巡視結果
(2)　巡視を行った者
(3)　異常を発見したときの措置
(4)　その他必要な事項
3　運航管理者は、前項の巡視記録簿を所属する営業所に１年間保存すること。

□

第２１条関係
1．ひな形は船員法に定める巡視制度が適用される船舶についての規定例である。
2．上記巡視制度の適用のない船舶の場合は、次のように規定する。
「　（船内点検）
第２１条　船長は、離岸後速やかに乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。
2　船長は、前項の点検を行ったときは、次に掲げる事項を点検記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。
(1) 点検日時、点検内容及び点検結果
(2) 点検を行った者
(3) 異常を発見したときの措置
(4) その他必要な事項
3　運航管理者は、前項の点検記録簿を所属する営業所に１年間保存すること。」
3．上記２の船舶であって、通船等小型の船舶の場合は、次のように規定することができる。
「　（船内点検）
第２１条　船長は、航海中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。
2　船長は、前項の点検を行ったときは、次に掲げる事項を点検記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。
(1)　点検日時、点検内容及び点検結果
(2)　点検を行った者
(3)　異常を発見したときの措置
(4)　その他必要な事項
3　運航管理者は、前項の点検記録簿を所属する営業所に１年間保存すること。」
4．保存方法は、原紙の保管に限らず、写しの保管や電磁的媒体が常時閲覧できる状態（パソコン等の端末にて閲覧できる状態）でも差し支えない。
5．営業所への保存は都度ではなく、（適正な船内巡視体制を確保できる範囲で）多少タイムラグがあっても差し支えない。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(地震防災対策基準について)

本規程

一般定期航路事業及び旅客不定期航路事業者のうち、（1）～（3）に該当する場合は、地震防災対策基準の作成が必要になります。

安全管理規程第１条

2.一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者のうち、次の(1)～(3)掲げる者に該当する場合は、各法令に基づき地震防災対策に係る計画を作成すること。この場合、「その他基準等」を「地震防災対策基準」とすること。（※該当しない場合であっても、地震防災対策上、作成することが望ましい）。

また、本規程を構成する地震防災対策基準を作成した場合は、当該対策計画が作成されたものとみなす。

(1) 大規模地震対策特別措置法第３条に規定する強化地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（同法第６条第１項に規定する者を除く。）

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条に規定する推進地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（同法第５条第１項に規定する者を除き、当該地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）

(3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条に規定する推進地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（同法第５条第１項に規定する者を除き、当該地震に伴い、発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）

近畿管内では、多くの地域が（３）に該当します。
詳細は、内閣府HPをご確認ください。
「南海トラフ地震対策：防災情報のページ - 内閣府」
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html
・市町村一覧 R7.7（PDF形式：295KB）
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_shichouson.pdf

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(組織体制について)

本規程

各営業所ごとに実際に勤務する人数を記載する必要があります。また、営業所が１か所の場合には、不要な（２）、（３）などは削除するようにしてください。

安全管理規程第６条

（組織体制）

第６条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

（例）

(1) 本社　　安全統括管理者　１　人
　　運航管理者　△ 人
　　運航管理員　若干人

(2) ○○営業所 運航管理者　△ 人
　　運航管理員　若干人

(3) ○○営業所 運航管理者　△ 人
　　運航管理員　若干人

安全統括管理者の勤務場所については、実際に勤務する場所（本社、○○営業所等）を記載すること。

運航管理者は、船舶毎に選任が必要であるが、その責務を果たすことができる範囲において、1人あたり複数の船舶を担当することができる。また同様に、その責務を果たすことができる範囲であれば、1人あたり複数の営業所を担当することも妨げない。この場合、担当する箇所にそれぞれ記載する。

運航管理員の勤務場所については、実際に勤務する場所（本社、○○営業所等）を記載すること。なお、運航管理員が1人の場合は、「若干人」を「1人」と規定して差し支えない。

２ 前項に定める輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、次に従って組織図を作成する。

(1) 複数の運航管理者が選任されている営業所にあっては、担当する船舶等の職務分担を明確にしておくものとする。ただし、重要な事項については、安全統括管理者の指示をもって処理するものとする。

(2) 安全統括管理者が病気等を理由に不在となる場合や重大な事故、災害等に対応する場合についての職務分担及び指揮命令系統を明確にしておくものとする。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(運航計画について)

本規程

一般定期航路事業及び旅客不定期航路事業者以外の事業者については、削除する箇所があるので、注意して作成が必要です。

安全管理規程第１６条

旅客定員12名以下の小型船舶事業者用以外

（運航計画の策定）
第１６条　運航管理者は、運航計画及び運航基準図を策定する。
２　運航計画は、次に掲げる事項について、安全性を検討して策定する。
(1)　航行経路
(2)　運航スケジュール（航行経路における発着時刻を示したものをいう。）
(3)　時季により前各号の内容が異なる場合は時季別に示したもの
３　前項の運航計画は、事業計画（及び一般旅客定期航路事業を営んでいる場合には、海上運送法第３条第３項に規定する船舶運航計画）に適合するとともに、輸送の安全を確保するため欠かすことができない作業等（船舶の点検整備、乗組員の教育・訓練及び休息等）に必要な時間を、十分に確保できるものであること。
４　運航管理者は、承認された運航計画に基づき、担当船舶に係る航路及び船舶ごとに運航基準図を作成する。
５　運航基準図の要件は、運航基準に定めるところによる。
６　運航管理者は、船舶及び営業所に運航計画及び運航基準図を備え置き、かつ、営業所において、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

［第３項］
「一般旅客定期航路事業」「旅客不定期航路事業」以外の事業を営む場合にあっては、第3項中、「事業計画（及び一般旅客定期航路事業を営んでいる場合には、海上運送法第３条第３項に規定する船舶運航計画）に適合するとともに」を削除する。

［第4項］
同一航路に就航している船舶の形態、性能等が同一又は略同一であるような場合は、各船舶共通の当該航路に係る運航基準図でよい。この場合は、第4項中、「船舶ごとに」を削除する。

旅客定員12名以下の小型船舶事業者用

（運航計画の策定）
第１６条　運航管理者は、運航計画及び運航基準図を策定する。
２　運航計画は、次に掲げる事項について、運航管理者が安全性を検討して策定する。
(1)　航行経路
(2)　運航スケジュール（航行経路における発着時刻を示したものをいう。）
(3)　時季により前各号の内容が異なる場合は時季別に示したもの
３　前項の運航計画は、輸送の安全を確保するため欠かすことができない作業等（船舶の点検整備、乗組員の教育・訓練及び休息等）に必要な時間を、十分に確保できるものであること。
４　運航管理者は、承認された運航計画に基づき、担当船舶に係る航路及び船舶ごとに運航基準図を作成する。
５　運航基準図の要件は、運航基準に定めるところによる。
６　運航管理者は、船舶及び営業所に運航計画及び運航基準図を備え置き、かつ、主たる営業所において、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

□

ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。

［第4項］
同一航路に就航している船舶の形態、性能等が同一又は略同一であるような場合は、各船舶共通の当該航路に係る運航基準図でよい。この場合は、第4項中、「及び船舶」を削除する。

〔第6項〕
備え置き及び保存方法は、原紙の保管に限らず、写しの保管や電磁的媒体が常時閲覧できる状態（パソコン等の端末にて閲覧できる状態）でも差し支えない。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(配船計画について)

本規程

一般定期航路事業及び旅客不定期航路事業者以外の事業者については、削除する箇所があるので、注意して作成が必要です。

安全管理規程第１７条

（配船計画の策定）
第１７条　運航管理者は、運航計画に基づき、安全性を検討して配船計画を策定する。
2　配船計画は、次のいずれかに該当する船舶を使用しないものであること。
(1)　船舶安全法に違反するもの。
(2)　事業計画に基づく各施設・設備に係る輸送の安全を確保するための全ての条件（岸壁強度、水深、乗下船設備その他の陸上施設等の使用条件など日々変化する条件を含む）に適合していないもの。
3　配船計画は、月、年又は時季を単位として策定すること。
4　運航管理者は、営業所に配船計画を備え置き、かつ、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。
5　運航管理者は、配船計画に基づき、担当船舶の船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示する。

旅客定員12名以下の小型船舶事業者用以外

第17条関係
〔全般〕
1．ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。
2．使用する船舶が1隻である場合や社内の運航管理方法等の実態に応じて、運航計画に含めて作成しても差し支えない。

□ ［第2項］
「一般旅客定期航路事業」「旅客不定期航路事業」以外の事業を営む場合にあっては、「事業計画に基づく」を削除する。

旅客定員12名以下の小型船舶事業者用

（配船計画の策定）
第１７条　運航管理者は運航計画に基づき、安全性を検討して配船計画を策定する。
2　配船計画は、次のいずれかに該当する船舶を使用しないものであること。
(1)　船舶安全法に違反するもの。
(2)　各施設・設備に係る輸送の安全を確保するための全ての条件（岸壁強度、水深、乗下船設備その他の陸上施設等の使用条件など日々変化する条件を含む）に適合していないもの。
3　配船計画は、月、年又は時季を単位として策定すること。
4　運航管理者は、営業所に配船計画を備え置き、かつ、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。
5　運航管理者は、配船計画に基づき、担当船舶の船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示する。

□ 第17条関係
〔全般〕
1．ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。
2．使用する船舶が1隻である場合や社内の運航管理方法等の実態に応じて、運航計画に含めて作成しても差し支えない。
3．多数の船舶を運航し、かつ、その営業形態から特定日の特定時刻便に船舶をあらかじめ特定することが困難な航路、例えば通船、川下り船、島巡り船等の場合は、３項を削除して差し支えない。
4．備え置き及び保存方法は、原紙の保管に限らず、写しの保管や電磁的媒体が常時閲覧できる状態（パソコン等の端末にて閲覧できる状態）でも差し支えない。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(配乗計画について)

本規程

避難港を設置していない場合は、削除する箇所があるので、注意して作成が必要です。

安全管理規程第１８条

（配乗計画の策定）
第１８条　運航管理者は安全性を検討して配乗計画を策定する。
2　配乗計画は、次に掲げる事項に適合していること。
(1)　労働時間、休日及び休暇は、法令に違反していないこと。
(2)　関係法令に基づく資格・定員の基準を満たすものであること。
(3)　船舶検査証書に定められた定員を超過していないこと。
(4)　避難港に近接する航路に従事する船舶の乗組員には、第35条第４号に基づく教育訓練を修了した者を配置するものであること。
(5)　前号に定めるものの他、第 35 条各号に定める教育・訓練を修了した者を配置するものであること。
(6)　雇用契約（又は雇入契約）の内容に反するものでないこと。
3　運航管理者は、配乗計画に従って乗組員を配置する。
4　運航管理者は、営業所に配乗計画を備え置き、かつ、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

旅客定員12名以下の小型船舶事業者用以外

□

第18条関係
〔全般〕
使用する
1．ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。
2．船舶が1隻である場合や社内の運航管理方法等の実態に応じて、運航計画に含めて作成しても差し支えない。

［第２項］
避難港を設置していない場合は、（４）を削除し、（５）を（４）とした上で、「前号に定めるものの他」を削除する。

〔第4項〕
備え置き及び保存方法は、原紙の保管に限らず、写しの保管や電磁的媒体が常時閲覧できる状態（パソコン等の端末にて閲覧できる状態）で

旅客定員12名以下の小型船舶事業者用

（配乗計画の策定）
第１８条　運航管理者は、安全性を検討して配乗計画を策定する。
2　配乗計画は、次に掲げる事項に適合していること。
(1)　労働時間、休日及び休暇は、法令に違反していないこと。
(2)　法令に基づく資格・定員の基準を満たすものであること。
(3)　船舶検査証書に定められた定員を超過していないこと。
(4)　避難港に近接する航路に従事する船舶の乗組員には、第35条第４号に基づく教育訓練を修了した者を配置するものであること。
(5)　前号に定めるものの他、第 35 条各号に定める教育・訓練を修了した者を配置するものであること。
(6)　雇用契約（又は雇入契約）の内容に反するものでないこと。
3　運航管理者は、配乗計画に従って乗組員を配置する。
4　運航管理者は、営業所に配乗計画を備え置き、かつ、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

□

第18条関係
〔全般〕
1．ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。
2．船舶が1隻かつ乗組員が少人数である場合等については、運航計画に含めて作成しても差し支えない。

［第2項］
避難港を設置していない場合は、（４）を削除し、（５）を（４）とした上で、「前号に定めるものの他」を削除する。

〔第4項〕
備え置き及び保存方法は、原紙の保管に限らず、写しの保管や電磁的媒体が常時閲覧できる状態（パソコン等の端末にて閲覧できる状態）でも差し支えない。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(船長からの連絡について)

本規程、運航基準

定点連絡及び入港連絡を定める必要がない場合は、削除する箇所があるので、注意して作成が必要です。

安全管理規程第２３条

旅客定員12名以下の小型船舶事業者用、小規模事業者用

（船長からの連絡）
第２３条　船長は、次に掲げる場合には、その内容を運航管理者に連絡しなければならない。
(1)　発航前検査を終えたときは、完了日時及びその結果
(2)　運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項
(3)　運航基準に定める入港連絡時期となったときは、入港予定時刻その他援助が必要な事項
(4)　発航又は着岸したときは、その時刻
(5)　事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要
(6)　前条により連絡のあった情報が実際と異なるときはその状況
(7)　船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要
２　運航管理者は、船長より前項第１号から第４号に定める連絡がないときは、自ら船長に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。

□

第２３条関係
ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。

〔第1項〕
1．連絡方法は電話や無線等でなくとも、ICTを活用した共有アプリ等でも構わない。ただし、事故発生時等緊急の場合、連絡が遅れることがないように留意が必要。
2．船員法非適用船舶の場合は、「発航前検査」を「発航前点検」又は「始業点検」としても差し支えない。
3．（２）の地点を定める必要がない場合（運航基準第１３条参照）は、（２）の規定を要しない。
4．（３）の入港連絡等を定める必要がない場合（運航基準第１４条参照）は、（３）の規定を要しない。

一般航路事業者用、貨物フェリー事業者用

（船長からの連絡）
第２３条　船長は、次に掲げる場合には、その内容を運航管理者に連絡しなければならない。
(1)　発航前検査を終えたときは、完了日時及びその結果
(2)　運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項
(3)　運航基準に定める入港連絡時期となったときは、入港予定時刻その他援助が必要な事項
(4)　発航又は着岸したときは、その時刻
(5)　事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要
(6)　前条により連絡のあった情報が実際と異なるときは、その状況
(7)　船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要
２　運航管理者は、船長より前項第１号から第４号に定める連絡がないときは、自ら船長に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。

□

第２３条関係
ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。

〔第1項〕
1．連絡方法は電話や無線等でなくとも、ICTを活用した共有アプリ等でも構わない。ただし、事故発生時等緊急の場合、連絡が遅れることがないように留意が必要。
2．（２）の地点を定める必要がない場合（運航基準第１３条参照）は、（２）の規定を要しない。
3．２．（３）の入港連絡等を定める必要がない場合（運航基準第１４条参照）は、（３）の規定を要しない。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(作業の体制について)

本規程、作業基準

作業の体制については、各事業者により、異なるので、チェックマニュアルを参照し、注意して作成する必要があります。

（作業の体制）

第２６条 運航管理者は、船舶に乗り組んでいない従業者の中から陸上作業員を指名するとともに、陸上作業員の配置を定めなければならない。

２ 運航管理者は、担当船舶の乗組員の配置体制を把握するものとする。

３ 運航管理者は、輸送の安全を確保するため、乗組員と陸上作業員とが緊密に連携するために必要な措置を講じるものとする。

４ 陸上作業員の具体的配置、作業体制その他の取扱いは、作業基準に定めるところによる。

①陸上作業員がおり、運航管理員が陸上作業を行わない場合

・ひな形通りで記載。

※陸上作業を自社以外の○○会社等に委託している場合は、第1項について、次のように規定する。

「運航管理者は、委託契約に基づき、○○港における○○会社の陸上作業を指揮監督する。この場合、○○会社の陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名させておくものとする。

②運航管理員が陸上作業を行う場合（運航管理員が陸上作業員である場合や陸上作業指揮者である場合）

・作業基準をチェックマニュアルに従って複数箇所書き換える。

③船長や船内作業員のみで離着岸を実施する場合

・第１項、第３項び第４項を削除する。

・さらに、作業基準をチェックマニュアルに従って複数箇所書き換える。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(運航基準図について)

運航基準

運航基準図については各事業者の運航形態によって、チェックマニュアルに従って、適宜修正が必要です。また、保存期間は１年になります。

運航基準第６条

（運航基準図等）
第６条　運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。
(1)　起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
(2)　航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
(3)　標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
(4)　船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
(5)　通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
(6)　船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
(7)　航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
(8)　航行する海域において避難港を設定しているときは、その位置
(9)　その他航行の安全を確保するために必要な事項
2　船長は、基準経路、第３条第１項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

旅客定員12名以下の小型船舶事業者用、小規模事業者用

□

第６条関係
１．通船の場合は次のように規定することができる。
『運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。
(1)　標準航行経路（発着場と泊地間の標準経路）
(2)　地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき個所
(3)　その他航行の安全を確保するために必要な事項』
２．河川湖沼船（川下り船を除く。）及び観光船の場合は次のように規定することができる。
「運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。
(1)　基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
(2)　地形、水深、潮（水）流等から、航行上、特に留意すべき個所
(3)　その他航行の安全を確保するため必要な事項
３．川下り船の場合は次のように規定することができる。
「運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。
(1)　起点及び終点の位置並びに相互間の距離
(2)　標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻）
(3)　地形、水位等から、航行上、特に留意すべき事項
(4)　その他航行の安全を確保するために必要な事項」
４．寄港地がない場合は(1)及び(3)中「起点、終点及び寄港地」を「起点及び終点」とする。
５．主要地点通過時刻を記載する必要がない航路の場合は、(3)中「並びに主要地点通過時刻」を削除する。
６．海図を使用している場合は(7)を削除する。
７．海図を使用していない場合は第２項を削除する。また、「第３条第１項の海域」等について該当するものがないものについては削除する。

一般航路事業者用、貨物フェリー事業者用

□

（運航基準図等）
第６条　運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。
(1)　起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
(2)　航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
(3)　標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
(4)　船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
(5)　通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
(6)　船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
(7)　航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
(8)　航行する海域において避難港を設定しているときは、その位置
(9)　鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域・・・（特に、水中翼型超高速船運航事業者）
(10)　その他航行の安全を確保するために必要な事項
2　船長は、基準経路、第３条第１項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

第６条関係
１．寄港地がない場合は(1)及び(3)を次のとおり規定する。
『(1)　起点及び終点の位置並びに相互間の距離
(3)　標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）』
２．比較的短距離の航路等で主要地点通過時刻を記載する必要がない場合は、(3)中「並びに主要地点通過時刻」を削除し、標準運航時刻は運航ダイヤを運航基準図に記載（別表で可）することで足りる。
３．海図を使用している場合は、(7)を削除する。
４．(1)、(2)及び(3)は、表と併用すると見易い。(4)及び(5)は備考欄に記載してもよい。(4)の狭水道等の区間は備考欄に明定しておくものとする。
（例）「○○水道○○と○○を結んだ線付近から○○と○○を結んだ線付近に至る区間」
５．海図を使用していない場合は第２項を削除する。また、「第３条第１項の海域」等について該当するものがないものについては削除する。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(速力基準について)

運航基準

速力基準については、表は例示であり、船舶ごとで基準が異なる場合は別紙などで作成することも可能です。船外機を使用している船舶等で、速力及び毎分機関回転数などを表示できる設備がない場合は、第1項及び第2項を削除することも可能です。

運航基準第８条

・機関の発停、速力の増減を船橋で行う場合は、第２項中「及び機関室の操作する位置から見易い場所」を削除する。
・旋回径、惰力が非常に小さい小型の船舶の場合は、第３項の操縦性能表を備え付けることを要しない。

（速力基準等）

第８条　速力基準は、次表のとおりとする。

（例）

速力区分		速力	毎分機関回転数
港内	最微速	ノット	rpm
	微速		
	半速		
航海速力			

２　船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

３　船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(航海当直配置や特定航法について)

運航基準

・特定航法や船長が甲板上の指揮をとるべき海域等、航海当直配置は、運航形態に応じて必要でなければ削除してください。

運航基準第９条～第１１条（１２名以下は、第９～１０条）

（航海当直配置等） 第９条　船長は、次の配置を定め、運航管理者に報告する。変更する場合も同様とする。 (1)　出入港配置（狭視界出入港配置を含む） (2)　通常航海当直配置 (3)　狭視界航海当直配置 (4)　荒天航海当直配置 (5)　狭水道航行配置	□	第９条関係 1.船舶の形態、航路の実態等から規定する必要がないと認められる配置は規定しないことができる。 2.極めて短距離の航路の場合で、かつ、乗組員数が極めて小人数のため本条を置く意味がない場合は規定しないことができる。
（船長が甲板上の指揮をとるべき海域等） 第１０条　船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。 （例） (1)　○○港～○○沖 (2)　○○沖～○○沖 (3)　○○岬沖 (4)　○○水道、○○海峡	□	第10条関係 航路に、船長が甲板上にあって指揮すべき特定の海域がない場合は、本条を規定する必要はない。
（特定航法） 第１１条　（例）○○港の航法 (1)　船舶は、入港しようとするときは○○港第○号灯浮標を左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。 (2)　船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、○○港第○号灯浮標を左に見て通過しなければならない。 (3)　船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。 (4)　○○港第○号灯浮標～○○港第○号灯浮標間は○○ノット以下、○○港第○号灯浮標～○○岸壁間は○ノット以下に減速して航行しなければならない。 (5)　○○港における入港待ち泊地及び転錨泊地は、○○錨地とする。	□	第11条関係 1．海上保安官署の指導航法、事業者間の協定航法、社内指導航法等を規定すること。 2．法定航法を規定することは差し支えない。 3．特定航法がない場合又は必要としない場合は規定する必要はない。 4．特定航法を規定しない場合でも航法上の留意事項を規定することは差し支えない。

6. 安全管理規程(フェーズ2) 作成時の注意点(非常連絡表について)

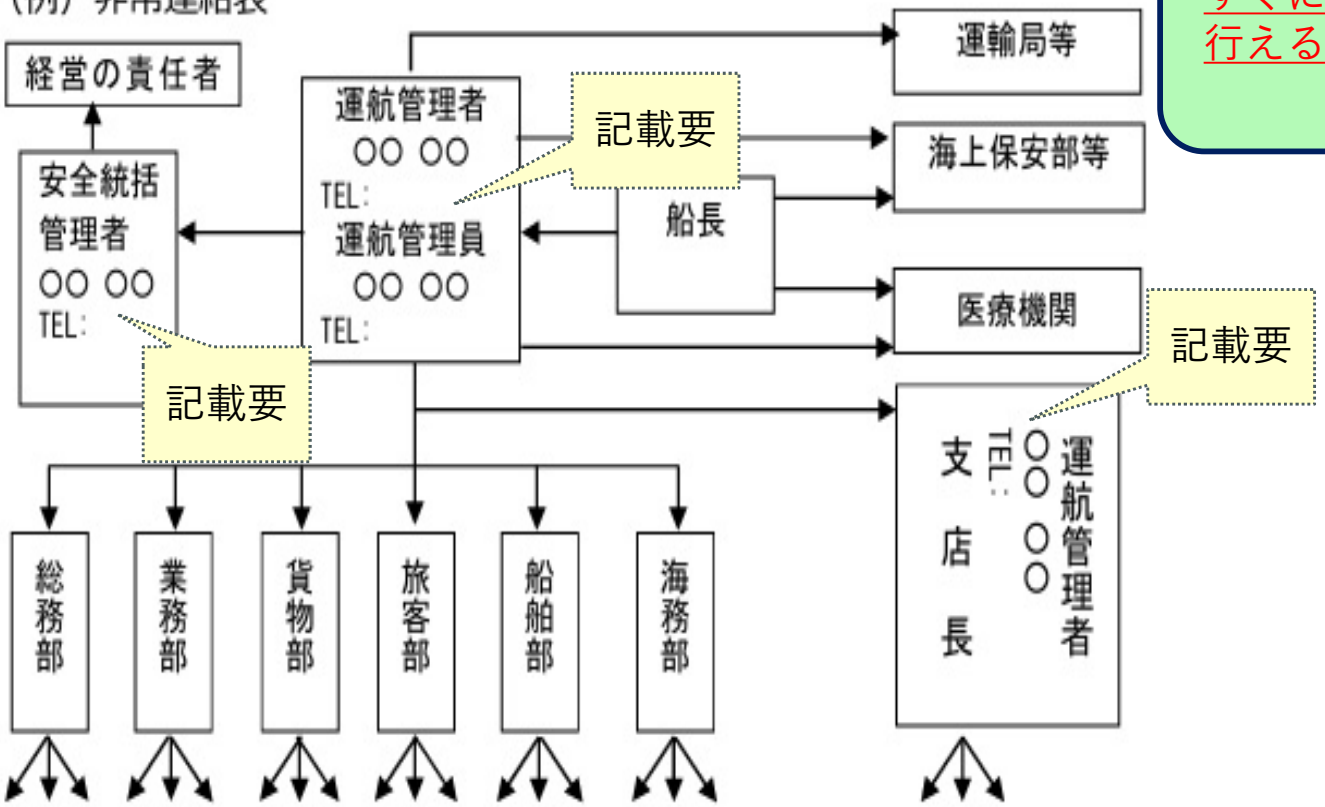
事故処理基準

・非常連絡表については別表で作成することが可能です。下記の作成時には、安全統括管理者等の名称や電話番号の記載をしてください。

事故処理基準第５条

（例）は消す

（例）非常連絡表



非常連絡表については、日頃からすぐに関係各所への連絡を円滑に行えるように確認できるようにしておくこと。

7. 安全管理規程改正に伴い必要となる手続

● 安全管理規程の改正及び届出

○ Ⅰ.安全管理規程変更届出書、Ⅱ.改正した安全管理規程、Ⅲ.新旧の対照を明示するため旧安全管理規程の3点を運輸局へ届出すること。

※ 本来新旧対照表の提出が必要なところ、改正が全文に及ぶため、旧安全管理規程の提出をもってこれの代わりとする。

● 安全統括管理者・運航管理者の再選任（届出）

○ 昨年度から安全統括管理者・運航管理者の試験制度が開始し、事業者の皆様には試験の受講や資格者証の発行を進めていただいているところ。

○既存事業者は現在の安全統括管理者・運航管理者に試験を受け合格の上資格者証の発行を受けるだけでなく、資格者証の発行を受けた者を改めて選任し、届出を行う必要がある。

●上記二点については今年度中（令和９年３月３１日）に行ってください。

（所定の変更が行われない場合、行政処分の対象となりえます）

また、年度末近くには大量の届出が予見されるため、早め早めの対応をよろしくお願いいたします。

安全管理規程のひな形はこちらのQRコードからダウンロードできます。

8. 安全管理規程に基づき作成及び保存が必要な書類

本規程及び運航基準

船舶の安全運航のために作成・保存が必要な書類及びその保存期間は下記の通り。
（安全管理規程と同様に、近畿運輸局HPから各書類のひな形をダウンロードできます）

※作成する規程によって条番号が違う場合があります。

・運航計画及び運航基準図（第16条）	1年
・配船計画（第17条）	1年
・配乗計画（第18条）	1年
・運航管理に関する記録（運航管理表）（第24条）	1年
・教育・訓練の記録（教育・訓練記録簿）（第37条）	3年
（※船員法第118条の２又は第118条の３の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練のみ5年）	
・内部監査の記録（第41条）	3年
・安全管理体制の評価及び見直しの記録（42条）	3年
・発航前検査記録簿（運航基準14条）	1年
・陸上施設点検記録簿（同15条）	1年
・アルコール検査記録簿（同16条）	1年
・船内巡視記録簿（同20条）	1年

運輸局の監査で、記録簿の記載漏れ･備え置きのないことが発覚した場合、行政処分の対象になる可能性があります。

9. 安全情報（ホームページ等による安全情報の公表及び運輸局への提出）

<事業者が公表する安全情報>

【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可／届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：＋ONEマーク取得） 等

【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命浮輪／救命浮環、救命いかだ／救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

【事故情報】

- 過去５年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

【行政処分の情報】

- 事業の停止命令
- 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用停止命令
- 輸送の安全の確保に関する命令

旅客運送船舶運航事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、左記の安全情報を会社の**ホームページ等で公表**するとともに、遅滞なく（目安：１週間以内）**その内容を地方運輸局に報告することが義務づけ**られております。

虚偽の情報を報告した場合や、公表から遅滞なく（目安：１週間以内）報告を行わない場合、海上運送法に基づく処分対象となります。

事業年度を過ぎて未提出の事業者におかれましては、下記URLもしくはQRコードより様式をダウンロードいただき、下記、近畿運輸局運航労務監理官メールアドレスへご提出をお願いします。

近畿運輸局海上安全環境部運航労務官
提出先メールアドレス：
kkt-ko-urk@gxb.mlit.go.jp

国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）においても毎年度公表を行う

9. 安全情報（ホームページ等による公表が必要な情報（運輸局への報告は必要なし））

事業者自身において、事業年度の経過とは関係なく以下のような輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用（各事業者のHP等）その他適切な方法で公表することが義務づけられております。（前ページとは違い、運輸局への報告は必要なし）

＜事業者が公表することとする安全情報＞

- 安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準（非常連絡表含む）及び地震防災対策基準を含む）
- 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報
 （社内における役職、選任年月日等）
- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

＜イメージ（参考例）＞

安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準（非常連絡表含む）及び地震防災対策基準を含む）

（企業情報及び個人情報等は除いた上で掲載。）

安全統括管理者及び運航管理者に係る情報
安全統括管理者：代表取締役、R○.○.○選任、 R○.○.○資格者証取得※
運航管理者　　：課長、　　R○.○.○選任、 R○.○.○資格者証取得※
※R8年度 資格者証の交付を受けている者のうちからの管理者選任義務の施行後

輸送の安全に関する基本的な方針：
１．関係法令等の遵守と安全を最優先とする
２．安全マネジメント態勢の継続的改善等を実施する　等
（事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念を掲載。「安全方針○箇条」といった箇条書き形式でも、簡潔な一文で述べることでも可。）

輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況：
１．○年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする　⇒達成状況：・・・
２．○年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする　⇒達成状況：・・・
３．○年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする　⇒達成状況：・・・等

10. よくある質問

規程全般

Q1.安全統括管理者と運航管理者は兼務可能か。
→可能です。また、安全統括管理者と船長の兼務も可能です。
ただし、先述のように運航管理者と船長の兼務は原則として不可能です。（＋条件付の記載）

Q2.海上運送法の運航管理者と内航海運業法の運航管理者は兼務可能か。
→可能です。

Q3.安全統括管理者・運航管理者が最終責任者としており、現場実務は配下の者が担う体制を敷いても問題ないか。
→運航管理者が現場実務を把握ししておく必要があります。

Q4.社内に複数の運航管理者がいる場合でも、各船舶の運航について最終責任を負う運航管理者は一名のみを選任しなければならないのか。
→その通りです。安全管理規程上に明記するのはあくまで最終責任を負う運航管理者であり、それが明確にされた上で複数の者で船舶の運航管理を行うこと自体は支障ありません。

Q5発航前検査等の終了後、船長から運航管理者への連絡手段は電話に限らずメール、SNSなどでもよいか。
→支障ありません。

Q6.各種記録の保存は電子保存でも良いか。
→支障ありません。

Q7.安全管理規程を利用者に向けて公表する際、営業所連絡先やメールアドレス、要員の氏名等も公表しなければならないのか。
→個人情報が含まれる部分については公表する必要はありません。
　なお、運輸局にはそれらも含め届出する必要があります。

（参考）船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練について

第二号旅客不定期航路事業（小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業）事業者は、下掲のガイドラインやQ＆Aを確認しながら、ドライブレコーダーを用いた教育訓練を行っていただくようお願いいたします。（令和９年４月１日より義務化(Q＆A).pdf
https://www.mlit.go.jp/maritime/content/002016921.pdf）





海事：船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練 - 国土交通省
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000061.html

船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドライン.pdf
https://www.mlit.go.jp/maritime/content/002010158.pdf

（参考）船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練について

国土交通省
近畿運輸局

船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドライン 概要

国土交通省

○ 知床遊覧船事故対策検討委員会のとりまとめを受け、ドライブレコーダー映像を活用した教育訓練ガイドラインを策定。

○ 本ガイドラインは、船舶運航事業者の皆様がドライブレコーダーの映像を活用し、円滑な教育訓練を実施できるよう、その効果的な活用が可能となる機器の要件や具体的な教育訓練の方法等を紹介。

【ガイドライン概要】

①ドライブレコーダーの導入
ドライブレコーダーの導入の目的や教育訓練に必要な映像を記録するための機器要件※

②教育訓練に活用する映像データの収集・分析
映像データの収集・分析を通じた、効果的な教育素材の作成方法

③教育訓練への活用
収集・分析した映像による教育訓練の実施方法

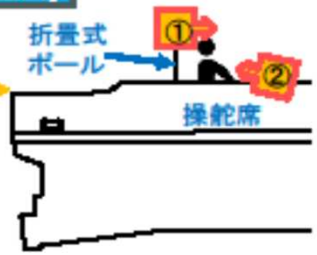
④ドライブレコーダーを用いた教育訓練事例
本ガイドラインに基づき、実際に教育訓練を実施した事業者の事例

【教育訓練事例】　※性能は自動車やバイク用として販売されている市販品で対応可能

【設置船舶】



【配置図】





【教育訓練の様子】



【映像】


①前方用カメラ


②操船者用カメラ

【教育訓練フロー】

ドライブレコーダー映像による教育訓練実施フロー

映像の確認・収集





● 少なくとも「事故」、「ヒヤリハット」、「操船に関する苦情」があった場合には、映像を確認し、該当部分を保存します。

映像の分析

● 保存した映像から、操船の問題点を分析しましょう。



個別操船者に指導

● 操船者に対して指導を行い、問題点を是正させましょう



映像を共有し集団で指導

● 操船者に対して指導を行い、問題点を是正させましょう



フォローアップ

● 指導後の操船映像を確認し、きちんと指導が反映されているかを確認しましょう。

継続的改善

● PDCAサイクルを回し、安全運航のための改善を続けます。

（参考）船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練について

国土交通省
近畿運輸局

告示※1で定めるドライブレコーダーの基準

国土交通省

種　別	性　能　要　件
前方用カメラ※2	・水平画角：120度以上、垂直画角：50度以上で撮影できること ・解像度：1280×720ドット以上で撮影できること ・1秒に10回以上の頻度（10fps以上）で撮影できること
操縦者用カメラ※2 （360度撮影できるカメラ等、1台で前方と操縦者を撮影できるカメラも可）	・操縦者の見張り行動や、操縦の様子が確認できること ・1秒に5回以上の頻度（5fps以上）で撮影できること
録音機能	・周囲の音声を録音できること
位置情報	・GPS等により航行位置を記録できること （船舶に備えられているAIS等で、位置・日付・時刻が記録されている場合を除く）
日付及び時刻	・上記4項目と併せて、日付及び時刻を記録できること
記録装置	・上記5項目について、一航海分の時間又は5時間のいずれか短い時間を記録できる記録媒体を備えること ・記録媒体の未装着等を知らせる機能があること
耐久性	・堅ろうで、振動、衝撃等により容易に機能を停止しないこと ・防水性能があること（屋外等へ設置する場合に限る）

※1　小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準を定める告示
※2　夜間も記録できる暗視性能は求めない

（参考）各種案内の近畿運輸局HP掲載箇所について

国土交通省
近畿運輸局

GoogleやYahoo等の検索フォームから、「近畿運輸局　旅客船　安全管理規程」と検索し、以下のページをご確認ください。

安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任、安全情報の公表・報告について - 近畿運輸局



近畿運輸局
国土交通省 Kansai District Transport and Tourism Bureau

検索　文字サイズ 標準 拡大

トップページへ ▸ お問合せ ▸ サイトマップ ▸ リンク

近畿運輸局について | 情報公開 | 各種手続 | 試験・免許 | 表彰 | 入札・契約 | 採用情報 | 交通アクセス

近畿運輸局 > 各種手続 > 旅客船等運航事業 > 安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任、安全情報の公表・報告について

各種手続
- バス関係
- タクシー関係
- バス・タクシー・レンタカー補助金関係
- トラック関係
- 自動車検査・登録
- 内航海運
- 船舶登録・測度
- 船舶検査
- 船体識別番号の再打刻
- 旅客船等運航事業
- 船舶貸渡業・海運仲立業・海運

安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任、安全情報の公表・報告について

印刷用ページ

2026年8月5日 更新

旅客運送船舶運航事業を営むにあたっては海上運送法に基づき、安全管理規程を設定し、事業開始の日までに、管轄する地方運輸局長に対して届け出る必要があります。安全管理規程を変更する場合も同様に届け出る必要があります。

あわせて安全統括管理者及び運航管理者を選任し、15日以内に管轄する地方運輸局長に対して届け出る必要があります。管理者を解任する場合や、新たに選任する場合も同様に15日以内に届け出る必要があります。

また、令和8年度より安全統括管理者及び運航管理者は、各資格者証を有する者から選任する必要があります。（既存の事業者は1年間の猶予があります。）

さらに、利用者が旅客船事業者を選べる環境を整えるため、毎事業年度の経過後100日以内に安全情報を自社のホームページ等で公表するが必要あります。また、公表後遅滞なく（目安：1週間以内）その内容を地方運輸局に報告する必要があります。

詳細は下記をご覧ください。

○ 安全管理規程について
○ 安全統括管理者・運航管理者について
○ 安全情報の公表・報告について

※ 内航海運業法に基づく安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者につきましては、掲載ページを移動しました。

（参考）各種案内の近畿運輸局HP掲載箇所について（安全管理規程）

国土交通省
近畿運輸局

GoogleやYahoo等の検索フォームから、「近畿運輸局　旅客船　安全管理規程」と検索し、以下の「安全管理規程について」をご確認ください。

安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任、安全情報の公表・報告について - 近畿運輸局

安全管理規程について

安全管理規程の変更には、各事業者ごとで申請いただくひな形が異なります。
※旅客定員12名以下の小型船舶事業者の場合
以下の書類の提出が必要になります。
1．安全管理規程設定（変更）届出書
2－4．旅客定員12名以下の小型船舶事業者
2－5．運航可否判断等の手順書

≪申請様式・ひな型・作成要領≫

1. 安全管理規程設定(変更)届出書	【WORD】	【PDF】	
2. 安全管理規程　ひな形(R8.6.15付け改正)			
2－1. 一般航路事業者(R8.6.15)	【WORD】	【PDF】	【作成要領】
2－2. 小規模航路事業者(R8.6.15)	【WORD】	【PDF】	【作成要領】
2－3. 貨物フェリー事業者(R8.6.15)	【WORD】	【PDF】	【作成要領】
2－4. 旅客定員12名以下の小型船舶事業者(R8.6.15)	【WORD】	【PDF】	【作成要領】
2－5. 運航可否判断等の手順書(R8.6.15)	【Excel】	【PDF】	
3. 地震防災規程(変更なし)	【WORD】	【PDF】	【作成要領】

★ 令和4年12月22日に知床遊覧船事故対策委員会においてとりまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、安全管理規程(ひな形)の内容の充実を図ること及び安全管理規程のチェックの厳格化が提起されたことを踏まえ、令和8年3月31日付でひな形が改正されました。(令和8年6月15日付 ドライブレコーダー義務化反映版改正)既存事業者におかれては、上記ひな形・作成要領を使用し、令和9年3月31日までに安全管理規程の変更届出が必要になります。

（参考）各種案内の近畿運輸局HP掲載箇所について（安全統括管理者・運航管理者）

国土交通省 近畿運輸局

GoogleやYahoo等の検索フォームから、「近畿運輸局　旅客船　安全統括管理者・運航管理者」と検索し、以下の「安全統括管理者・運航管理者について」をご確認ください。

安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任、安全情報の公表・報告について - 近畿運輸局

安全統括管理者・運航管理者について

≪選任届出関係≫

安全統括管理者選任（解任）届出書	【WORD】	【PDF】
運航管理者選任（解任）届出書 ※運航管理者と船長を兼務することは原則不可です。 上述の **≪運航管理者と船員の兼務の禁止≫**欄を参照		

≪資格者証交付関係≫

○ 安全統括管理者・運航管理者資格者証　交付申請のご案内【PDF】
返信用封筒の料金例が誤っていたため上記PDFを修正いたしました
※レターパックライトは返信用封筒としては使用できません

1．安全統括管理者資格者証			
1－1．交付申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
1－2．訂正・再交付申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
1－3．更新申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
2．運航管理者資格者証			
2－1．交付申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
2－2．訂正・再交付申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
2－3．更新申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
3．委任状	【WORD】	【PDF】	【記載例】

≪試験関係≫

○ 指定試験機関
一般社団法人海洋共育センター

○ 試験のお申し込みはこちら（海洋共育センターホームページ）

○ 試験問題例等はこちら（海洋共育センターホームページ）

○ その他、試験・資格者証に関するQ＆A等（国土交通省ホームページ）

Step3：選任届出書の申請
※申請は近畿運輸局海上安全環境部運航労務監理官まで
※既に選任済みでも再度選任が必要になります。

Step2：資格者証の交付申請
※申請は近畿運輸局海上安全環境部運航労務監理官まで

Step1：試験の申込
※申込は海洋共育センターまで
https://www.prometric-jp.com/examinee/test_list/archives/93

（参考）各種案内の近畿運輸局HP掲載箇所について（船長兼務報告書）

国土交通省
近畿運輸局

GoogleやYahoo等の検索フォームから、「近畿運輸局　旅客船　安全統括管理者・運航管理者」と検索し、以下の「＜＜運航管理者と船員の兼務の禁止＞＞」をご確認ください。

安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任、安全情報の公表・報告について - 近畿運輸局

≪運航管理者と船員の兼務の禁止≫

令和8年度以降（既存事業者は1年の経過措置あり）、運航管理者は船員として船舶に乗り込むことは出来ません。

ただし、特例として、以下のいずれか①②に該当する場合には、運航管理者及び陸上従業者それぞれに登録機関において講習を受講させ（2年ごとの更新制）、講習の修了証明書をあらかじめ運輸局に提出することで兼務が可能です（申請方法の詳細は後日掲載）。その場合、陸上従業者は事務所又は事業場などの運航管理者と常時連絡が可能な場所への配置が必要です。

①災害、傷病その他やむを得ない事由により、通常の運航管理者が職務を行うことが困難である場合かつ船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路である場合

②同時に運航している船舶が1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が13人未満である登録（届出）事業者である場合

（参考）
登録講習機関
○ 一般社団法人海洋共育センター
○ 一般社団法人日本海上交通安全

国土交通省ホームページ
○ 兼務講習について

同時に運航している船舶が１隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が13人未満である登録（届出）事業者にあっては、

運航管理者及び陸上従業者それぞれに登録機関において講習を受講させ（2年ごとの更新制）、講習の修了証明書をあらかじめ運輸局に運航管理者選任届出書と船長兼務報告書を提出することで兼務が可能です（申請方法は次ページ）。

その場合、陸上従業者は事務所又は事業場などの運航管理者と常時連絡が可能な場所への配置が必要です。

（参考）各種案内の近畿運輸局HP掲載箇所について（船長兼務報告書）

国土交通省
近畿運輸局

限定小規模事業者特例用として、船長兼務運航管理者を選任する場合には、兼務報告書のご提出も併せてお願いいたします。

安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任、安全情報の公表・報告について - 近畿運輸局

安全統括管理者・運航管理者について

≪選任届出関係≫

安全統括管理者選任（解任）届出書	【WORD】	【PDF】
運航管理者選任（解任）届出書 ※運航管理者と船長を兼務することは原則不可です。 上述の **≪運航管理者と船員の兼務の禁止≫**欄を参照	【WORD】	【PDF】

≪資格者証交付関係≫

○ 安全統括管理者・運航管理者資格者証　交付申請のご案内【PDF】
返信用封筒の料金例が誤っていたため上記PDFを修正いたしました
※レターパックライトは返信用封筒としては使用できません

1．安全統括管理者資格者証			
1－1．交付申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
1－2．訂正・再交付申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
1－3．更新申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
2．運航管理者資格者証			
2－1．交付申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
2－2．訂正・再交付申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
2－3．更新申請書	【WORD】	【PDF】	【記載例】
3．委任状	【WORD】	【PDF】	【記載例】

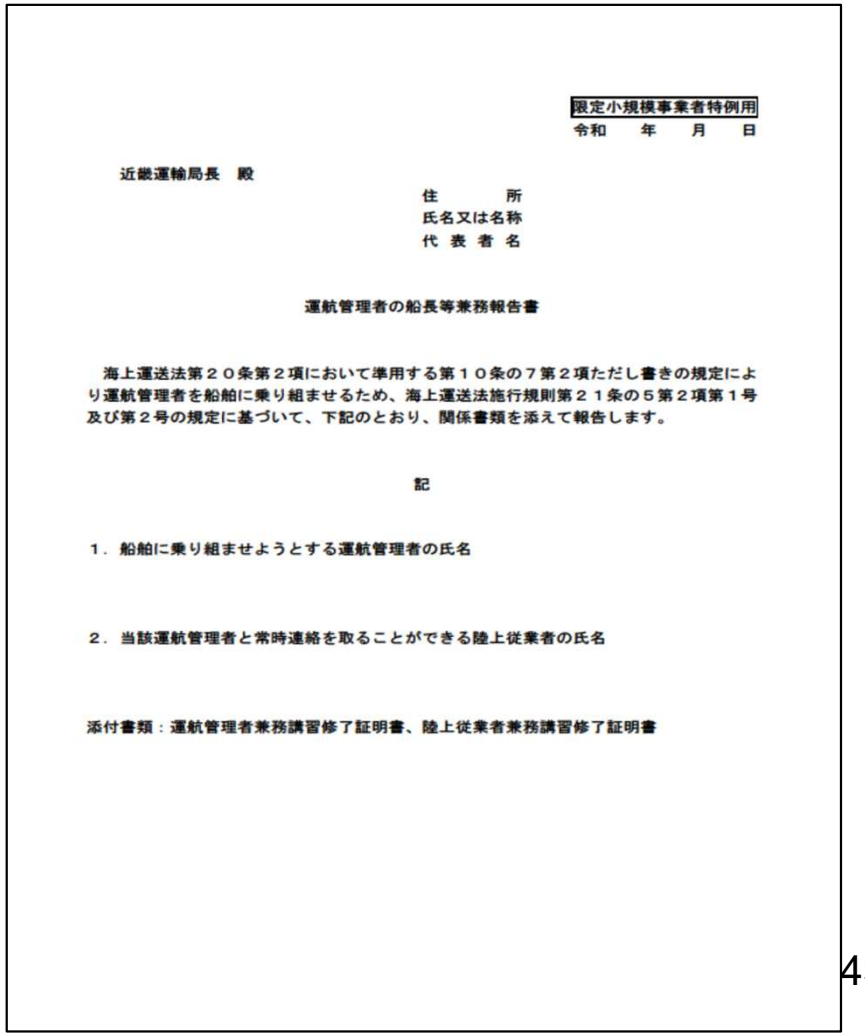
≪試験関係≫

○ 指定試験機関
一般社団法人海洋共育センター

○ 試験のお申し込みはこちら（海洋共育センターホームページ）

○ 試験問題例等はこちら（海洋共育センターホームページ）

○ その他、試験・資格者証に関するQ＆A等（国土交通省ホームページ）



限定小規模事業者特例用
令和　年　月　日

近畿運輸局長　殿

住　所
氏名又は名称
代表者名

運航管理者の船長等兼務報告書

海上運送法第２０条第２項において準用する第１０条の７第２項ただし書きの規定により運航管理者を船舶に乗り組ませるため、海上運送法施行規則第２１条の５第２項第１号及び第２号の規定に基づいて、下記のとおり、関係書類を添えて報告します。

記

１．船舶に乗り組ませようとする運航管理者の氏名

２．当該運航管理者と常時連絡を取ることができる陸上従業者の氏名

添付書類：運航管理者兼務講習修了証明書、陸上従業者兼務講習修了証明書

（参考）各種案内の近畿運輸局HP掲載箇所について（記録簿関係）

国土交通省
近畿運輸局

GoogleやYahoo等の検索フォームから、「近畿運輸局　旅客船　安全管理規程」と検索し、以下の「＜＜記録簿関係＞＞」をご確認ください。

安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任、安全情報の公表・報告について - 近畿運輸局

≪記録簿関係≫

運航管理表	【EXCEL】	【PDF】	【作成例】
陸上施設点検記録簿	【EXCEL】	【PDF】	【作成例】
アルコール検査記録簿	【EXCEL】	【PDF】	【作成例】
アルコール検査要領（作成要領）	【WORD】	【PDF】	
船舶点検記録簿（発航前検査を含む）（20トン以上）	【EXCEL】	【PDF】	【作成例】
船舶点検記録簿（発航前検査を含む）（20トン未満）	【EXCEL】	【PDF】	【作成例】
船内巡視記録簿	【EXCEL】	【PDF】	【作成例】
教育・訓練記録簿	【EXCEL】	【PDF】	【作成例】
安全管理の取組状況の自己チェックリスト	【WORD】	【PDF】	

運輸局の監査で、記録簿の記載漏れ・備え置きのないことが発覚した場合、行政処分の対象になる可能性があります。

≪その他関係書類≫

安全方針・安全重点施策	【WORD】	【PDF】	【作成例】
旅客の遵守事項	【WORD】	【PDF】	
非常連絡事項報告	【EXCEL】	【PDF】	
内部監査に係る記録	【EXCEL】	【PDF】	【作成例】

（参考）国土交通省ホームページ

○ 船舶運航事業における運輸安全マネジメントの実施等について

○ 海運分野の飲酒対策に関する検討会

○ 船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練（令和9年4月1日より義務化）
（義務対象事業：小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第二号旅客不定期航路事業））

・運航計画及び運航基準図（第16条）1年
・配船計画（第17条）1年
・配乗計画（第18条）1年
・運航管理に関する記録（運航管理表）（第24条）1年
・教育・訓練の記録（教育・訓練記録簿）（第37条）3年
（※船員法第118条の２又は第118条の３の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練のみ5年）
・内部監査の記録（第41条）3年
・安全管理体制の評価及び見直しの記録（42条）3年
・発航前検査記録簿（運航基準14条）1年
・陸上施設点検記録簿（同15条）1年
・アルコール検査記録簿（同16条）1年
・船内巡視記録簿（同20条）1年

（参考）各種案内の近畿運輸局HP掲載箇所について（安全情報関係）

国土交通省
近畿運輸局

GoogleやYahoo等の検索フォームから、「近畿運輸局　旅客船　安全情報」と検索し、以下の「安全情報の公表・報告について」をご確認ください。

安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任、安全情報の公表・報告について - 近畿運輸局

安全情報の公表・報告について

○ 安全情報の公表・報告のご案内【PDF】

安全情報の公表	【WORD】	【PDF】	【作成例】
安全情報の報告様式	【EXCEL】	【PDF】	

※ 1つのファイルに様式1シート、様式2シートが入っています

※ 安全情報の報告にあたっての注意点（記載ミスが多い箇所）【PDF】

（参考）国土交通省ホームページ

○ 事業者及び国による更なる安全情報提供体制の構築

○ 旅客船事業者の安全情報検索

○ ネガティブ情報等検索サイト（旅客運送船舶運航事業者）

旅客運送船舶運航事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、左記の安全情報を会社の**ホームページ等で公表**するとともに、遅滞なく（目安：１週間以内）**その内容を地方運輸局に報告することが義務づけ**られております。

虚偽の情報を報告した場合や、公表から遅滞なく（目安：１週間以内）報告を行わない場合、海上運送法に基づく処分対象となります。

事業年度を過ぎて未提出の事業者におかれましては、下記URLもしくはQRコードより様式をダウンロードいただき、下記、近畿運輸局運航労務監理官メールアドレスへご提出をお願いします。

近畿運輸局海上安全環境部運航労務官
提出先メールアドレス：
kkt-ko-urk@gxb.mlit.go.jp

（参考）令和8年度中に必要な手続き等の流れ

YES

① 安全統括管理者・運航管理者の試験に合格しているか

NO

YES

YES

② 安全統括管理者・運航管理者の資格者証交付申請を行っているか

②’ 海洋共育センターへ受験申込し、合格する

NO

PASSED

（任意のタイミング）
安全管理規程（フェーズ２）の作成
作成方法は、
近畿運輸局HP　安全管理規程について
≪申請様式・ひな型・作成要領≫を参照

YES

③ 合格者本人が資格者証の交付申請を運輸局に行う
申請方法は、
近畿運輸局HP　安全統括管理者・運航管理者について
≪資格者証交付関係≫を参照

NO

YES

④ 事業者が選任届出書の提出を運輸局に行っているか
申請方法は、
近畿運輸局HP　安全統括管理者・運航管理者について
≪選任届出関係≫を参照

NO

YES

⑥
安全情報の報告
作成方法は、
近畿運輸局HP
安全情報の公表・報告についてを参照

⑤ 事業者が安全管理規程変更届出書の提出を運輸局に行う
申請方法は、
近畿運輸局HP　安全管理規程について
≪申請様式・ひな型・作成要領≫を参照

（注）：安全情報の公表については、変更がある都度、
報告は毎事業年度終了後100日以内に報告が必要です。